

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 6 年 10 月総会議事録

期 日 令和6年10月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和6年10月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
	5番 松江 英幸	6番 宗吉 弘行
		9番大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(4人)

3番 藤川 航
4番 西山 一郎
7番 星野 宗広
8番 中村 明

農地利用最適化推進委員(2人)

材木 幸信
千住 幹雄

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、●●番 ●●委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

その他

事務局 長

それでは、定刻になりましたので、今から、令和6年度10月の農業委員会を開催いたします。

それでは会長、お願いします。

議 長

皆さんこんばんは。先月に続いて今月も夜の総会ということで、大変申し訳ないんですが、稲刈りもですね、大体もう八、九割方は終わっておる。あともう1部の人を残すのみではないかなというふうに思います。

そういう事で、今日も●●君や●●君達はまだ稲刈りしておるような状況で、参加出来ておりませんが、今日が秋の総会が最後になるんじゃないかと、来月からまた整備できるというふうに思っております。

また、朝夕はですね、もう非常に冷え込みが厳しくなっております。体調のほうについては十分注意していただきたいというふうに思います。

また衆議院が解散され、選挙があつて27日が投票日ということが言われております。

選挙についても、いろいろ、それぞれ御意見の方があるかと思っておりますけども、忙しいかと思っておりますが、事故の無いように一つ、というふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は●●さん、●●さん、●●さん、●●さんが欠席の連絡がありました。

本日は農業委員会13名中、現在8名の出席でありますので、定数に達してしますので総会は成立いたします。

また、推進員さん6名中ですね、2名の欠席がありまして、4名の出席であります。

これより議事を行いたいと思っております。

議長は、会議規則第4条の規定により、会長をお願いいたします。

それでは会長お願いします。

議 長

はい。

それでは議事に入ります。

議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。

異議なしと認め、議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番●●委員、お願いいたします。

それでは議案に入ります。

議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

係 長

はい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●。

氏名、●●、年齢 74、家族構成人員 2、農主 1、農従 1、耕作面積、自作地、7884 平米。

貸付地 1803 平米、合計 9687 平米であります。

農機具の状況としましては、トラクター噴霧器刈払機等を持っています。

譲渡人、田川市大字奈良●●番地●●、氏名、●●、年齢 65、人員 2、農主、農従ありません。

自作地、4690 平米であります。

農機具はなにも持っていません。

土地の所在、大字安真木、字方川原、地番●●番●●、地目、畑、地積 193 平米、通作時間、自宅前、申請理由は贈与であります。

この議案はですね、3 ページを御覧ください。

写真の●●屋根の家が●●さん宅で、囲われているところが、今回、申請地の畑になります。

●●氏名義の畑になってますので、実際使用していましたが、●●氏と●●氏の母が使用しています。

土地の所有者は●●氏ですが、田川市在住で、もうこちらに帰ってくる予定がないため、●●氏から、●●氏への贈与となります。

今回の申請は、●●氏は、●●氏の父の妹の子でありますので、いところからの贈与となっています。

9 月 26 日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきた。

2 ページに位置図 3 ページに航空写真をつけています。

よろしく願いいたします。

議 長

はい。ただいま事務局説明終わりました。

本来ならここで現地確認した●●委員に補足説明をいただくんですが、今日は●●委員も欠席されております。

また、●●委員も欠席しておりますので、補足説明がありません。

そういうことで今係長のほうから報告あった中での、審議ということになると思いますが、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。

続きまして、議案 2 号、番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

係 長

はい。

議係 長 長 はい。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について
番号1、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地●●、氏名、●●
●●、譲渡人、住所、福智町金田●●番地●●、氏名、●●ほか
1名となっております。
土地の所在大字川崎字松本、地番●●番●●。
登記地目田、地積299平米、申請理由は売買です。
申請目的は、農業用施設用地として利用したいとのことです。
この議案は、先月の議案の農用地より、農業用施設用地への用途
区分の変更が認められたため、今回の5条申請となりました。
前回の変更理由のときは、育苗施設として利用し、倉庫等の上も
ものはつくりたくないとのことでしたが、お金の関係等もあり、当面は
上ものはつくりたくないとのことですが、行く行くは、農業用倉庫も
建てたいとのことでした。
8月16日に、会長と●●委員とで現地確認に行っています。
5ページに位置図、6ページに交付写真をつけています。
よろしく願いいたします。

議 長 長 ただいま事務局の説明が終わりました。
●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員 これは、8月の16日に、現状を確認いたしました。
それで、現在はもう、この田んぼは畑としてですね野菜をつくら
っているということで、特に問題はないんじゃないかなというふう
に思います。
以上です。

議 長 長 ただいま事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑の
ある方、挙手をお願いいたします。
ございませんか。
ないようですのでお諮りします。
議案第2号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請につい
て承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
賛成多数ですので、議案第2号、番号1、農地法5条の規定によ
る許可申請については原案どおり承認とし、県へ進達いたしま
す。
続きまして議案第3号番号1非農地証明願について事務局説明お
願いいたします。

係 長 長 長 はい。
議係 長 長 議案第3号、非農地証明願について、番号1、申請者住所、川崎
町大字池尻●●-●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字池尻
字橋本、地番●●番、地目、畑、現況宅地、地積14平米、申請
理由は、平成25年より宅地として課税されています。
現状はコンクリートで固められており、農地への復旧が困難な状
況にあります。

この議案はですね、●●が、農地としての認識がなく、平成 25 年より、●●氏に貸していましたが、今回●●氏より売ってほしいとの申出があり、売買の手続をしようとしたら、農地であることが分かり、今回の申請となりました。

場所は、役場から行ってですね、池尻の●●を過ぎてすぐの●●を渡って、右に入ったところにあります。

10 ページの写真を御覧ください。

私が赤鉛筆で三角に囲っている部分が今回の申請地というふうなことになります。

9 月の 25 日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。

8 ページに位置図、9 ページに航空写真、10 ページに現況写真をつけています。

よろしく願いいたします。

議 長 事務局説明が終わりましたが現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●● 委員 9 月の 25 日の 1 時 30 分、●●に集合して、現地を確認いたしました。

写真でもわかるように、いっぱいコンクリ打っております。

別にもうどうしようもない。

以上です。

議 長 はい。
事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 3 号番号 1、非農地証明願いについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第 3 号、番号 1、非農地証明願いについては原案どおり承認といたします。

それではその他に入ります、その他ありますか。

係 議 長 はい。

係 議 長 はい。

係 議 長 はい。

すいません。

4 点ほどございますので、よろしく願いいたします。

まず 1 点目はですね、皆さんの協力を得まして、無事農地パトロールを終えることが出来ました。

ありがとうございました。

机の上にお配りしていますが、今年もまた、農地パトロールに伴う遊休農地の意向調査を実施しますので、お忙しいとは思いますが、意向調査の配布及び回収をよろしく願いいたします。

配っていただく委員さんも付箋に書いていますので、誰が誰のと

ころに持っていくか、去年と同じようにですね、打合せていただいて、お配りしていただければと思います。

封筒と名簿を2部ずつつけていますので、よろしく願いいたします。

続きまして2点目ですね、今度の10月15日の研修会の件ですが、提案でもお話ししましたが、研修会が9時半からですので、8時40分集合で8時50分までには、役場を出たいと思っています。時間厳守でお願いします。

最終確認をとらせていただきます。

10月15日研修会、参加の方、
会長。●●委員。●●委員。

●● 委員
係 長

すいません。

ちょっと行けなくなったんですよ。すいません。

はい。

●●委員。

それから、●●委員。

●●委員さんは今日来られてませんけれども一応出席の話を受けています。

それから●●さんも今日、お休みしてますけども、出席との連絡を受けています。

それから、●●委員。

の計、今回は9名での出席という形になります。

よろしいでしょうか。

また、お願いいたします。

早 川

続きましてですね、3点目、早川よりちょっとお話しさせていただきたいと思います。

御手元に資料としてお配りしてる分になりますけれども、今年の2月の10日に振り込む形をとらせていただいているんですけど、農業委員会、農業会議取りまとめの分で、能登半島地震義援金の寄附を皆様の会費のほうから1000円ずつ、募って事務局のほうから振り込んでおります。

それについて、税金の分で寄附金控除の対象にはなるんですけども、お1人1000円なので、特別控除として、特定寄附金の額の合計額から2000円を引いた分が、寄附金控除となりますけれども、その他個人的に合わせてですね、されてる分がありましたら、税金の申告のとき、必要になってきますので、その分の寄附金控除に、該当する分の預かり証を、事務局で取りまとめて、申請する形になりますので、御希望される方がありましたら、11月の、税の分になりますので、11月の末までに、事務局のほうに連絡をいただければと思います。

以上です。

議 長
●● 委員
早 川

寄付金の控除について、分かりましたか。

これだけでは控除にはならない。

結局これだけで控除にはちょっとならないですね。

事務局 長
議長 長
●● 委員 長
議 長
委 員
係 長
伏 見

これだけじゃありません。その他されてる場合は、その人だけ言ってもらったらいい。青色申告をしている人は、特にね、別にこんな、別にこれをしてないから、もうちょっと安い。じゃ、寄附金の控除についていいですかね。はい。それではですね、続きまして、4点目は農林振興課よりお話がありますので、よろしくお願ひします。すいません、皆様お疲れさまです。農林振興課の伏見です。

議 長
委 員
議 長
伏 見
議 長

私からですね、普及センターから、研修会の開催のお知らせがきていますので、一緒にお配りしてる資料をみていただいてもよろしいですか。内容としてはですね、3ページ目の開催要領を見ていただきたいんですけど、田川地域では高齢化によって農業の共通の課題になっています。そういった状況の中で、短期の労働力の確保として、いろんなバイトアプリとかの活用が徐々に広がってきている中でですね、労務管理とかの注意点などを学ぶ研修会を開催してくださるといふことなんです。なので、一応ですね、もし参加希望の際はですね、10月28日までにですね、私に連絡いただけたら取りまとめて、センターのほうに報告したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。いいですか。

●● 委員
伏 見
●● 委員
伏 見

はい。田川地域農業経営者経営研修会労務管理の開催についてということで、該当する人がおるかな。どうかなとは思ひましたが、周知したほうがいいかなと思ひて今日、この機会があつたので紹介させていただきました。興味のある方は参加されてもいいかと思ひますし、労務管理というものはどういふものかという話であろうと思ひますんで、私は関係ないということじゃなくて、興味がある方についてはですね、ぜひ参加していただければいいかなということでございます。認定農業者とか新規就農者で、一般農業者は結局当てはまらないよね。この後多分ね、政府のほうがすると思ひんよ。一般の人でも、家族経営しよう人たちにもこれをね、するような状況になってきようかね。今んところはこれで決まってるんやけど、川崎の方でいえばあんまり対象になる人はいないんじゃないかと。これ見たら。どうかなとは思ひたけど、やっぱり皆さん興味があつたらですね全部分かつちよつたよ。センターのほうに相談してみようかなと思ひて、お知らせしまし

議
委
議
委
議

●●

長
員
長
員
長
委員

た。

いいですか。

はい、結構です。

じゃ、農業経営研究会についていいですかね。

はい、

そのほか何かありますか。

それがね、まわるのがあるやろ。

毎年同じ人ばかりよね。

そういうふうと同じ農地やきどういうふうにするかを事務局のほうで検討せないけんと思うんよ。

ほいで、中にはね、認知症にかかった人もおるんよ。自分は木城のほうやけど、木城の人でもね、行ってももう普通の話しか出来んのよね。

農地の話ししても、もう私は分かりませんというような感じで、もうそしたらもうしょうがないですねって帰るけどたい。

年寄りがね、年寄りやき話あわせてしてやりようけどたい。

これ同じことの繰り返しを毎年毎年していきよんよ、これも同じもんがきようきね。

そき、これしてももうこれ無駄だと思うんよ、実際には。事務局のほうでこの土地をどうするかを検討せないけんと思うんよ。

いやいや待って、使えることするならするごとね。

そこんところ事務処理をちゃんとせな、これまわったちゃもう同じことしか書いてくれんよ。ほんでまた来たかかって言われるだけやきたい、そこんところやっぱりちょっと考えてくれなたい。

漠然とただ農地パトロールしたから出たきっちゅうても一緒と思うよ。

毎年同じことやけども、行くのも気の毒いし。

本当はやっぱね、ほいで言われるとよ、もう自分はある程度年齢だけど、何でそこまで年寄り使わないけんという感じで、行ったところの人が言うんよ。そこもちょっと考慮する事せないけんと思うよ。いっても同じ繰り返をしようき。

何にも今まで、なってないよ、実際にいえば、どこの地区も一緒だと思ふよ俺、そうじゃない。

●●

委員

これは、はっきり言うていやがらせみたいなものな。

だから、いや、もうしょうがないみたいな。

もう誰かにやろうっていうことになってから、おたくももろたやない。私ももろたけど。

誰かにただでもやろうって言ったよね。

それが手やないと、個人的にも俺もろたけど、

●●

委員

どういうふうな対策をとるかはさ、考えるべきやろうと思うがね。

ただ行ってからこうやって書いてくれと言えば書いてくれるよ、くれるけど同じことしか書いてくれん。

それで悪いけど、仮にゆったら●●さんがおるよね。

あっちでも書類だけくれというき、渡すんよ。
あとどうするつつたら持って行こうかねっていうような感じで
持ってきたかどうかそこんとも分からんけど、しても一緒とい
うような考え方やき、そこを。

係 長
●● 委員
係 長

もう重々分かるんですけども、
いやいやせなね、同じことを繰り返しても一緒と思う。
それももう重々分かります、重々分かるんですけども、しなさい
という国からのお達しで。

●● 委員
係 長
●● 委員

わかるけどね。
もうするしかないんで
土地をね、どういうふうに、農地整備してからね、使えることす
るかちゅうことまで考えてからせな駄目と思う、ただ漠然とた
だこれまわるだけやきたい。基本的にどこもこれは苦労しよう
と思うよ。

●● 委員

農地をどうするかは農家の本人のことだからですね、役場がどう
しなさいこうしなさいっていうもんでもないし、ただ、いま農地
やき、税金が安くかかっている人に対してはやっぱきちんと管理し
てくださいよちゅうのは役場の仕事やきですね。

●● 委員
●● 委員
●● 委員

もう年齢がね。
それに対してもう役場が出るちゅうのはまた微妙な、
80になるちゅう人にせいといったら、ちょっと無理なところ
がある。

●● 委員

それやったら、農地から外してくださいちゅう話に最終的には
役場、言うしかないんですけどね。

●● 委員

やっぱある程度ねしておけば非農地にするなら、ちゃんとした話
をしてくるけど。出来んが実際には。

係 長

もう大体またここか、またここか、これもう同じ人の名前しか出
らんで同じ地番ばかりきね、もう来てももう。

●● 委員

重々わかっているんですけども、お願いいたします。
これしかもう言えないと思うんですけどね。

●● 委員

まわるけどね、まわるけど結局この土地をどうするか、役場のほう
から、この土地はこういうふうになってますがどうしますかとい
う手紙でも出して、回答もらうよりしょうがないと思うよ。

●● 委員

もういい、いらんとか、非農地にしたいとかいう項目が上がって
くれば、役場のほうから指導していったらしょうがないけど、そ
れじゃないとこれなくなならないよ、いつまでも同じこと何十年た
ってもこれすることになるばい。そうやろ。

●● 委員

それでいいんじゃないと。

●● 委員

それでいいわけない。

それと地区外の人が、結局自分は木城に行きようやろ。地区外の
人は地図をつけてくれなちゃんと。

地元のもんがするんならいいけど、自分とか地区外やが、その
ところもちゃんとしてくれなかったら、さっきも言うた●●さんが
分からんやろ言うたらそれよ結局。行ったことがない、行ったこ

となくとも社長やったら、場所的には分かるだろうけど。誰がどこ1軒ずつは知らんと思うよ。

それはちゃんとやっぱ地図はやっぱちゃんとねこれにつけてくれなね、困る、実際いや。

●● 委員

聞いてまわろうごとあるきね。

●● 委員

うん。

いや何軒か知ってるけど、来たところいて、この人はどここの家がね聞かないけんき。

議 長

分からんところ、家が分からんとかいう、自分のところもある。

一応それぞれで、事務局のほうでゼンリン地図を見せてもらって、それで調べて、行くしかないから、

●● 委員

それき配るときに、コピーでも住宅地図で、マーカーつけてくれたら、すすすつと行ける。

●● 委員

最初ね。自分が木城行き出したときはちゃんとその都度その都度地図はくれよったんよ。

それで、家の全部くれよった。

それを見て回られよった。ある程度覚えてるけど、結局亡くなって、代がかわって娘婿の名前になったら分からんやろ。

結局、なっちょうとこがあるんよ何軒か、お父さんが最後亡くなって娘婿の名前になったとこやらが、そげなんやらがでてくるき、必ずこれには地図つけちよった方がいいと思う。ほいたら、分かると思うけども。

議 長

娘婿の名前だったら、それは事務局も分からんばい。

●● 委員

いや、わかる。

議 長

番地が載ってれば。

●● 委員

番地が載ってれば。

●● 委員

やっぱ、そこまである程度はしてもらわなね。

議 長

いずれにしろ今年、こういう形でもあり、●●さんが言うごと、自分とこも毎年毎年3年も4年も同じ人のとこ行くところあるたい。

●● 委員

気の毒いんよね。

議 長

行ってももう返ってくる答えは毎年同じたい。

そういうのもあるけども、そういうのをですな、例えば3年なら3年5年なら5年、同じような状況だったらもう除外するとか、何か外すような形のもの。

●● 委員

それを役場のほうが通知とってね。

議 長

うん。

●● 委員

それでもう、2年も3年も同じ状況やきということで、どうですかちゅうことを手紙で文書で送って、ってするべきじゃないかなと思うけどね。

議 長

行ってもそれき、手紙送っても一緒と思う。

●● 委員

一緒と思うけど、何か出しよかなね。

●● 委員

これ最悪いつまでに回収ですか。

係 長

一応12月の総会までに持ってきていただければと。

●● 委員
議 長

12月の総会に。
取りあえずもう、今年の今回の分は、今からどうのこうの言っても間に合わんから、一応そのとおりで、ちょっと回ってもらって、答えは毎年同じことか、同上か何か知らんけど、そういう形のものでいくしかないと思うんで、そういうことで今年度の農地パトロールの意向調査については回っていただきたいというふうに思います。

今言うごと、自分も●●さんと同じようなものが何軒かある。まったく同じ形で、毎年毎年。

●● 委員
議 長

年々みんなやっぱり年取りようきね。やっぱりちょっと。激しいとはね。本人は死んでおらんで、孫がおるたいね。孫がどこに田があるか知らんたい。

●● 委員

あれで、町のほうでやる関係ではあるけども、農業委員会、そのの、これがね、出ちょうやろ。広い土地とかさ。

あればそこ、利用してもさしてもらうとか、そういうようなことも、もうここで言ったほうがいいんじゃないか、拡大会議の協力してもらうごと。

これ言うたやないかい、土地の提供するならば、農業委員会のほうに、みんなに提供してもらったらいんじゃないかって。

それは、いわゆる利用しない土地を、もう一人若い、この前言いよったやないかい。

議 長

どういうあれ。

●● 委員

それはまた別に話してもらわないと。

先にこっちで、こっちの会議のほうで全部決まって話してもらわんと皆もうちんぷんかんぷん

●● 委員

回るついでやきね、地主にねこういうようなことがあるき、貸してやったらどうですかっていうことを言えば解消できるところもあると思うよね。

●● 委員

要は、野菜を作るのに、土地をかしてもらえたらっていうそういう話なんですけども

●● 委員

同じ、もう行くんやき。

議 長

その人に言うて、うん、かしてもらえるやろかということだね。それはいいと思いますね。

だからそれは例えば今日の意向調査の中で、誰か借りる人がおれば貸しますという事で、事務局でまとめて、こういう人の土地が誰かつくる人がおったら、つくってもらったらいよいよというのをまたそれ事務局のほうでまとめてね。

●● 委員

ちょっとすいません。

この設問でも、去年も農地としてはもう私も、もう山林化してるんやけども、農地をつくるつもりはないっていう方については、また同じことを書かせるのかっていうのが気になる。設問の中で、この中にないんですよ。

もうつくらないと、もう私はもう耕作しないっていう項目はないんですよ。

●● 委員 だからもう実質で書いてもらうしか、ないやろ。

●● 委員 1から4とかいうのも無いし、4しかないですよ。それがつくりませんか、つukれないのか。あと、やっぱり住所があったほうがいいような気がしますけどね。

議 長 住所が入ってない。

●● 委員 意向調査を、ここに住所が入ってないから行けない。

議 長 名簿に住所を入れてやらないと。

●● 委員 住所があれば、グーグルマップかなにかで検索したら出てくる場合もあるんで、それでもいいかなって。

議 長 住所を入れてやって、名前だけじゃなくて。では、そういうことで一応農地パトロールについては本調査についてはですね、いろいろ問題あるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。それ以外にほかに何かありますか。

委 員 ありません。

議 長 無いですかね。無いようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は11月の8日、金曜日、昼の1時30分から開催いたします。時間を間違えないようお願いいたします。以上をもちまして川崎町農業委員会10月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございます。

閉会 19時36分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

9番委員

10番委員

議 長